

一五戒勿論也、但し飲酒妄語の二戒は事によるべし、他の爲善事には僞も可なるべき事、一山賊追剝等に逢ば裸にて渡すべし、若殺害にをよば、首をのべて待べし、死て敵を取るまじき事、附四寸の小刀の外、刃を持問敷事、

一衣食居は天道にまかすべし、當季の外、衣は可捨事、

一船賃木ちん茶代少しもねざるまじき事、

一中途にて乞凶非人に慈悲を加べし、かつ病人には所持の薬可與事、

一文筆所望なきに書まじき事、但し望む人あらば、貴賤を不撰、一言も否といふ詞出す間敷なり、自作の外、他作の文法、書く間敷事、

一足も馬駕にのるまじき事、但不及山上の道は折によるべし、

右の九箇條、佛神に誓ひ、心戒を定るものなり、若此意趣を破る心ざし出ば、即歩に立歸るべし、若病死する事あらば行脚の日記と、此ヶ條を古郷へ送給ふべし、

死て後戸の事は任他取置にては鳥狼

### 諸國旅宿衆中

産國勢州射和村大淀氏三千風判

既に行脚成就の上は、此事ひけらすもいらざる事なれど、かつは後世同氣の行脚人、心づくべきかと、兩紙を費せしになん、

〔新撰字鏡〕食 錢 疾 演 反 上 酒 食 送 人 也 又 疾

箭 反 上 諸 也 馬 乃 波 奈 牟 介

〔伊呂波字類抄〕波 錢 ハ カ ム ケ

〔下學集〕態藝 錢 別

〔後拾遺和歌集別〕八 つくしへくだりける人に、むまのはなむけし侍とて、人々さけたうべて、ひねもすにあそびて、夜やうくふけゆくま、におひぬることなど、いひだして、よみ侍ける、